

変更認定申請書（法第9条第1項、3項）【電子申請用】

※この様式は、千葉県に対して、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の申請をオンラインにより行うために用いるものです。

※窓口において申請する場合は、申請様式が異なりますのでご注意ください。

No	項目	記入欄	
変更認定申請書 第一面	1 宛先	千葉県知事	
	2 申請日	2025	年
			月
			日
	3 (当初認定時の)工事種別		
	4 申請種別	法第9条第1項	
	11 分譲事業者／区分所有住宅分譲事業者の住所又は主たる事務所 の所在地		
	12 分譲事業者／区分所有住宅分譲事業者の氏名又は名称代表者の 氏名		
	5 譲受人1 住所又は主たる事務所の所在地		
	6 譲受人1 氏名又は名称 代表者の氏名		
	7 譲受人2 住所又は主たる事務所の所在地		
	8 譲受人2 氏名又は名称 代表者の氏名		
	9 譲受人3 住所又は主たる事務所の所在地		
10 譲受人3 氏名又は名称 代表者の氏名			
9 区分所有住宅の管理者等 住所又は主たる事務所の所在地			
10 区分所有住宅の管理者等 氏名又は名称			

変更認定申請書	第一面 (続き)	13	長期優良住宅建築等計画等の認定番号	住第 号の		
		14	長期優良住宅建築等計画等の認定年月日		年	
					月	
					日	
		15	認定に係る住宅の位置 (市町村) (市町村以下)	千葉県〇〇市		
	16	当初認定時の工事種別				
	第二面	1.	建築後の長期優良住宅 の維持保全の方法及び期間	維持保全の期間	30	年
				定期点検等実施予定者名		
				定期点検等実施予定者の所在地		
				定期点検等実施予定者の電話番号		
				維持保全の方法		
		2.	住宅の建築及び維持保 全に係る資金計画	①建築に係る資金計画		万円
				②維持保全に係る資金計画		万円 /年
		3.	法第5条第2項の規定 又は同法第47条第1項に規定する法 による認定を受けようとする 人が行う場合、当該団体又は法人の名 る住宅の維持保全を行う者 称	① 維持保全を建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体		
				② 譲受人が建築後の住宅の維持保全を他の者と共同して行う場合、当該他の者の氏名又は名称		
4.		住宅の建築の実施時期	〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕		年	
					月	
					日	
					年	
					月	
			日			

変更認定申請書（法第9条第1項、3項）【電子申請用】

※この様式は、千葉県に対して、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の申請をオンラインにより行うために用いるものです。

※窓口において申請する場合は、申請様式が異なりますのでご注意ください。

No	項目	記入欄
1	宛先	千葉県知事
2	申請日	2025 1 1
3	(当初認定時の)工事種別	新築
4	申請種別	法第9条第1項
11	分譲事業者／区分所有住宅分譲事業者の住所又は主たる事務所の所在地	千葉県千葉市稲毛区●●
12	分譲事業者／区分所有住宅分譲事業者の氏名又は名称代表者の氏名	株式会社住宅 代表取締役 千葉 次郎
5	譲受人1 住所又は主たる事務所の所在地	千葉県千葉市若葉区●●
6	譲受人1 氏名又は名称 代表者の氏名	住宅 太郎
7	譲受人2 住所又は主たる事務所の所在地	千葉県千葉市若葉区●●
8	譲受人2 氏名又は名称 代表者の氏名	住宅 花子
9	譲受人3 住所又は主たる事務所の所在地	
10	譲受人3 氏名又は名称 代表者の氏名	
9	区分所有住宅の管理者等 住所又は主たる事務所の所在地	
10	区分所有住宅の管理者等 氏名又は名称	

第一面 (続き)	13	長期優良住宅建築等計画等の認定番号	住第4号の1000	
	14	長期優良住宅建築等計画等の認定年月日	2024	年
			8	月
			1	日
	15	(市町村)	千葉県〇〇市	
(市町村以下)		〇〇		
16	当初認定時の工事種別	新築		
第二面		維持保全の期間	30	年
		定期点検等実施予定者名	〇〇工務店	
	1. 建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間	定期点検等実施予定者の所在地	〇〇市	
		定期点検等実施予定者の電話番号	04-1234-056	
		維持保全の方法	当社システム	
	2. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画	①建築に係る資金計画	3000	万円
		②維持保全に係る資金計画	12	万円/年
	3. 法第5条第2項の規定による認定を受けようとする住宅の維持保全を行う者	①維持保全を建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条若しくは第65条に規定する団体の名称又は同法第47条第1項に規定する法人の名称		
		②譲受人が建築後の住宅の維持保全を他の者と共同して行う場合、当該他の者の氏名又は名称		
	4. 住宅の建築の実施時期		2024	年
		〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	8	月
			30	日
			2025	年
		〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	12	月
			28	日